

仕 様 書

(別冊 1)

1. 件名 令和8～10年度独立行政法人日本芸術文化振興会損害保険契約締結の媒介業務の委託

2. 目的

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)における火災等の災害や業務上の事故が生じた場合には損害補填を行うことが必要であることから、合理的な損害保険契約(別紙 加入予定保険を参照のこと。)を締結するに当たり、振興会と保険会社との間で中立的な立場である保険仲立人に媒介業務を委託する。

3. 業務の概要

- (1) 一般競争入札等による保険会社の選定及び決定の支援
- (2) 保険会社との契約締結の媒介
- (3) 損害保険契約の維持・管理に関する助言・援助
- (4) 保険金請求に関する助言・支援
- (5) その他、上記(1)～(4)に付随する業務

4. 契約期間

保険仲立人指名の日から令和11年4月1日午後4時まで

ただし、当該契約に基づき媒介した損害保険等については、当該契約期間の満了後も当該保険に係る請求その他の業務を行うものとする。

5. 誠実義務

保険仲立人は、振興会の保険に関する意向に沿った損害保険契約を媒介するため、振興会からの委託の本旨に従い、かつ、保険業法等の関連法令を遵守し、誠実に行動しなければならない。

6. 損害保険契約の付保条件等の聴取・資料の提供、守秘義務

- (1) 振興会は、損害保険契約の付保条件の聴取及び資料の提出に関し、保険仲立人の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行う。
- (2) 保険仲立人は、振興会からの提供によって得られた情報や資料を、保険会社等との交渉、損害保険契約の維持若しくは管理、更改のために必要となる業務又は振興会の保険金・給付金請求の支援を行う場合以外の目的のために使用し、又は他に開示してはならない。ただし、振興会の事前の同意が得られた場合はこの限りでない。なお、これは契約期間終了後も同様とする。

7. 保険会社との交渉

保険仲立人は、保険会社等との交渉に当たり、次の内容を遵守する。

- (1) 保険の手配が可能な保険会社等の数を正当な理由なく限定しないこと。
- (2) 振興会から入手した保険に関する意向及び情報を、客観的かつ誠実に保険会社等に伝えること。
- (3) 振興会に対し、保険会社等との交渉状況等、業務の処理状況の報告を行うこと。

8. 引受保険会社等の選択及び保険内容に関する助言

保険仲立人は、引受保険会社等の選択及び保険内容に関する助言を行うに当たり、次の内容を遵守する。

- (1) 引受保険会社等の選択に関する助言については、振興会の利益のために、客観的かつ誠実に行うこと。
- (2) 振興会の求める損害保険契約の内容に合致すると思われる主な損害保険契約間の相違について、説明を行うこと。
- (3) 振興会に対する保険料の提示については、保険会社等が提示する営業保険料によって行うこと。

9. 保険仲立人の地位

保険仲立人は、振興会から委託を受けて振興会のために誠実に損害保険契約の締結の媒介を行う者であり、保険会社等の行う次の業務及び保険会社等を代理するその他の権限は一切有しない。

- (1) 損害保険契約の締結及び保険証券の発行
- (2) 損害保険契約に関する告知又は通知の受領
- (3) 損害保険料の領収及び返還
- (4) 損害保険契約の条件等の変更又は解約の申し出の受領
- (5) 保険金又は給付金の支払いの責任の有無の判断及びその額の決定

10. 費用負担

本業務を遂行するに当たり必要となる費用は、保険仲立人が負担することとし、振興会は一切の費用を負担しない。

11. その他特記事項

契約締結後、本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、振興会と保険仲立人の協議によるものとする。

加入予定保険

(1) 火災保険

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が所有する資産に関し、火災、落雷、風災、盗難、住宅物件に対する地震等の他不測かつ突発的な事故により、設備・宿舍その他の財産について滅失・毀損又は汚損等が生じたことにより振興会が被る損害を補填する。

(2) 動産総合保険

ア. 動産総合保険（書画工芸品等）

振興会が所有する資産に関し、火災、落雷、風災等の他不測かつ突発的な事故により、対象動産について滅失・毀損又は汚損が生じたことにより振興会が被る損害を補償する。

イ. 動産総合保険（現金・チケット）

振興会が扱う貨紙幣、小切手、チケット等の輸送中及び保管中の際に、偶発的な事故により、振興会が被る損害を補填する。

ウ. 賠償責任保険

振興会による施設の所有・使用・管理、業務の遂行、受託財物の管理等及び施設内で提供した飲食物・物品に起因して、第三者に身体の障害または財物の毀損による損害を与え、振興会が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補填する。

エ. レジャーサービス施設費用保険

振興会が使用、管理する施設内で、急激かつ偶然の外来の事故によって施設利用者（貸劇場公演時の演者及び関係者を含む。）が身体に傷害を被った場合に振興会が支出する見舞金等の費用を補償する。

(3) 業務災害補償保険（出演者）

振興会が所有する施設（国立劇場・国立演芸場・国立能楽堂・国立文楽劇場）等の主催公演出演者が偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対して補償する。

(4) 傷害総合保険（研修生）

国立劇場、国立能楽堂及び国立文楽劇場の研修生が振興会の管理下において身体に被った傷害に対して補償する。

(5) 団体生活保障保険（役員）

振興会の役員が、業務従事中において、身体に被った傷害に対して補償する。

(6) 労働災害総合保険（使用者賠償責任保険）

振興会の職員が労働災害により政府労災保険の補償対象となる身体の障害を被った場合に、被用者に対して法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対して補償する。

(7) 自動車保険

振興会が所有する業務用車両の所有、使用、管理において、対人・対物賠償事故、搭乗者の身体傷害、車両自体の損害およびロードサービスについて補償する。

(8) その他保険仲立人指名時点において予定していない保険